

## 訪問看護・介護予防訪問看護重要事項説明書

< 年 月 日 >

### 1 事業所（ステーション）の概要

#### (1) 提供できるサービスの地域と種類

事業所名	ふじのもり訪問看護ステーション	
所在地	京都市伏見区深草直違橋4丁目359-1	
管理者の氏名	村上 裕美	
電話番号	075-646-5377（代表） 075-646-3007（リハビリ直通）	
FAX番号	075-643-5539	
サービス（介護保険指定番号）	サービスを提供する地域	
訪問看護（2660990157号）	伏見区・東山区・南区の地域	

※ 上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

#### (2) 事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	計	業務内容
管理者	看護師	1		1	
サービス提供責任者	看護師	(1)		(1)	管理者兼務
事務職員		1		1	
	保健師				
訪問看護	看護師	2	2	4	
サービス	准看護師				
従業員	理学療法士	7		7	
	作業療法士				
合計		11	2	13	

#### (3) サービス提供の時間帯

##### 《看護師》

営業日	営業時間帯
月～金曜日	8:30～17:30
土曜日	8:30～12:30
営業しない日	日曜日及び 8月13日～8月15日 12月30日～1月3日

営業日・営業時間に関わらず、24時間体制を取っておりますので、緊急時などは時間外でも訪問いたします。ただし、時間外の場合には利用料が異なります。

## 《理学療法士》

営業日	営業時間帯
月～土曜日	8：30～17：30

営業しない日	日曜日・祝日（希望者は対応致します） 8月13日～ 8月15日 12月30日～ 1月5日
--------	--

## 2 事業の目的と運営方針等

### （1）事業の目的

要介護状態又は要支援状態にある高齢者等に対し、適正な指定訪問看護（介護予防訪問看護）サービスを提供することを目的とする。

### （2）運営方針

- ①指定訪問看護（介護予防訪問看護）は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
- ②自ら、提供する指定訪問看護（介護予防訪問看護）の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- ③指定訪問看護（介護予防訪問看護）の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び訪問看護（介護予防訪問看護）計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行う。
- ④指定訪問看護（介護予防訪問看護）の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを中心とし、利用者又はその家族に対し、療養上の必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。
- ⑤指定訪問看護（介護予防訪問看護）の提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって行う。
- ⑥常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行う。

### （3）サービスの特徴

事項	内容
サービス従業員の変更	変更を希望される方はお申し出下さい。
従業員研修の有無	年1回以上隨時、サービス向上のための研修を行っています。

### 3 サービス提供内容

#### ① 看護介護行為（利用者に対して）

- ・バイタルチェック（血圧・体温・脈拍・簡易酸素飽和度測定）
- ・身体の保清（清拭・洗髪・入浴・口腔ケア・足浴手浴など）
- ・療養指導（生活上の注意事項・食事指導・排泄に関する対策や指導など）

#### ② 医療的処置行為

- ・創傷及び褥瘡処置
- ・人工肛門・人工膀胱管理ケア
- ・経鼻チューブ・胃瘻チューブ管理ケア
- ・尿道留置カテーテル・自己導尿管理ケア
- ・在宅酸素療法管理ケア
- ・在宅人口呼吸器管理ケア
- ・喀痰の吸引・管理
- ・点滴
- ・排泄管理ケア（浣腸・摘便）

#### ③ リハビリ援助行為

- ・拘縮予防・歩行訓練
- ・言語・嚥下訓練（言語障害・失語症・嚥下障害など）
- ・認知予防指導

#### ④ 介護者に対して

- ・介護の方法指導・介護福祉などの社会資源の紹介
- ・褥瘡予防・リハビリの方法・食事指導（介助の工夫・方法など）
- ・室内環境整備の工夫・安全対策の工夫・感染症に対する方法など
- ・介護者の健康相談・助言

#### ⑤ 理学療法士等による援助内容

- ・拘縮予防等の関節可動域訓練
- ・廃用予防等の筋力訓練
- ・起立・歩行訓練
- ・日常生活の動作指導、介助方法指導等

ただし、これらの内容は訪問看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心として行うものであって看護職員の代わりでの訪問となります。

理学療法士等の単独での訪問は出来ず、初回時、また利用者の状態の変化に合わせた定期的な看護師の介入が必要となります。

## 4 利用料金

### (1) 利用料

#### 【介護保険利用料金一覧表】

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、介護保険証の負担割合に沿って請求となり、単位数(1単位 10.7 円)の利用者本人負担分の負担となります。但し、介護保険の給付限度額を超えた利用は全額自己負担になります。

保険単位と基本利用料	訪問看護	予防訪問看護
訪問看護 I 1 (20 分未満)	314 単位	303 単位
訪問看護 I 2 (30 分未満)	471 単位	451 単位
訪問看護 I 3 (30 分以上 1 時間未満)	823 単位	794 単位
訪問看護 I 4 (1 時間以上 1 時間 30 分未満)	1128 単位	1090 単位
訪問看護 I 5 1回(20 分につき) 理学療法士等による訪問 ※1 日 3 回目以降は 90/100 ※介護予防は 1 日 3 回目以降 50/100	294 単位	284 単位
特定の加算を算定していない場合(PT のみ)	-8 単位	-8 単位
サービス提供体制強化加算 (1 回につき)	6 単位	6 単位

\* 夜間 (18~22 時) 早朝 (6~8 時) は単位数の 25/100 を加算

深夜 (22~6 時) は単位数の 50/100 を加算した単位数とする

#### 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携する訪問看護事業所の場合

要介護1～要介護4(要介護5) (1 月につき)	2961 単位(3761 単位)
サービス提供体制強化加算 (1 月につき)	50 単位

\* 准看護師の訪問は、所定単位の 98/100 相当の単位数となります。

病状等により、以下の単位が加算されます		
長時間訪問看護加算 1 時間 30 分以上 (1 回につき)		300 単位
複数名訪問加算	2 人以上の訪問 30 分未満	254 単位
	2 人以上の訪問 30 分以上	402 単位
緊急時訪問看護加算 (月 1 回)		574 単位
看護体制強化加算 (月 1 回)		(I) 600 単位 (II) 300 単位
看護・介護職員連携強化加算 (月 1 回)		250 単位
特別管理加算 (I) (月 1 回)		500 単位
特別管理加算 (II) (月 1 回)		250 単位
初回加算 (1 回につき)		300 単位
退院時共同指導加算	退院、退所後月 1 回 (特別管理加算の場合、厚生労働大臣が定める状態等の場合は 2 回まで)	600 単位
ターミナルケア加算		2500 単位

\*\* 建物内のサービス利用者が 20 名を超える場合利用単位から 10% 減となります。

## 【医療保険利用料金一覧表】

医療保険からの訪問看護を利用する場合は、下記の料金が必要になります。

但し、医療保険の給付を超えたサービスは、全額自己負担になります。

基本利用料金明細		
訪問看護管理療養費	初日	7,670 円
	2 日目以降	3,000 円
訪問看護基本療養費( I )	週 3 日まで	5,550 円
	週 4 日まで	6,550 円
早朝・夜間加算(6~8 時、18 時~22 時)		2,100 円
深夜加算(22 時~6 時)		4,200 円
入院中の外泊日の訪問看護		8,500 円

病状等により、以下の料金が加算されます		
難病等複数回訪問加算	1 日 2 回 (同一建物内 3 人以上)	4,500 円 (4,000 円)
	1 日 3 回以上 (同一建物内 3 人以上)	8,000 円 (7,200 円)
複数名訪問看護加算 (同一建物内 3 人以上) (週 1 回)		4,500 円 (4,000 円)
長時間訪問看護加算(週1回まで)		5,200 円
緊急訪問看護加算(1日につき)		2,650 円
特別管理加算(状態により月 1 回)		2,500 円・5,000 円
退院支援指導加算(退院日の訪問 1 回)		6,000 円
退院時共同指導加算(月 1 回、状態に応じ月 2 回)		8,000 円
在宅患者連携指導加算(1カ月につき)		3,000 円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算(月 2 回まで)		2,000 円
訪問看護ターミナルケア療養費		25,000 円

利用者様のご希望により契約された場合には下記の料金が加算されます		
24 時間対応体制加算(月 1 回)		6,520 円
訪問看護情報提供療養費(1 カ月につき)		1,500 円

※准看護師が行った場合は、10%減となります。

※死後の処置料（自費）は 10,000 円となります。

※上記料金算定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、お客様の居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた目安の時間を基準とします。

\* 保険料の滞納などにより、「利用者負担金」で利用できなくなる場合は、一旦サービス料全額をお支払いいただき、後日、保険者から保険給付分の払い戻しを受ける手続きが必要となります。

## (2) 交通費

1の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方で事業者から請求があったときは、交通費の実費をお支払いいただきます。交通費は、次の額を徴収させて頂きます。

- ① 当事業所から片道 5 キロメートル未満 500 円
- ② 当事業所から片道 5 キロメートル以上の場合は 5 キロメートルを超える毎に 500 円

## (3) 利用者負担金のお支払い方法

事業者は、当月の利用者負担金の請求書に明細を付して、翌月 10 日までに利用者に請求し、利用者は翌月 20 日までに次のいずれかの方法により支払います。

- 自動口座引き落とし
- 現金払い
- 金融機関振込 ※手数料は、利用者の負担となります。

ゆうちょ銀行	口座 名義人	医療法人 高生会 理事長 高 謙一郎
記 号		普通 14410
番 号		34241801
銀行		京都信用金庫 稲荷支店 普通
口座名義人		医療法人 高生会 理事長 高 謙一郎
店番	078	口座番号 0359851

## (4) 領収書の発行

事業者は、利用者から利用者負担金の支払いを受けたときは、領収書を発行します。

## (5) その他

①サービスの実施に必要な利用者宅の水道、ガス、電気、電話の費用は、利用者の負担となります。

②サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項に留意して下さい。

ア)サービス従業員は、年金等の金銭の取り扱いはいたしません。

イ)サービス従業員は、療養上の世話や診療の補助を行うこととされています。食事の準備など、家事等の業務についてはいたしません。

ウ)サービス従業員に対する贈り物や飲食等のもてなしは、お受けできません。

## 5 キャンセル料

利用者の都合によりサービスをキャンセルする場合、次のキャンセル料をいただきます。ただし、利用者の病状の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

利用日の2営業日前までに連絡があった場合	無 料
利用日の1営業日前までに連絡があった場合	利用者負担金の30%
利用日の1営業日前までに連絡がなかった場合	利用者負担金の90%

キャンセルが必要となったときは至急ご連絡ください。

連絡先	ふじのもり訪問看護ステーション Tel 075-646-5377 (代表) 075-646-3007 (リハビリ直通)
-----	---

## 6 緊急時・事故発生時対応方法

サービス提供中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととします。尚、事故発生時は京都市その他市町村、利用者の家族及び利用者に係る居宅介護支援事業者(介護予防にあっては地域包括支援センター)等に速やかに連絡するとともに、必要な措置を講じるものとします。

職員は防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に非難・救出訓練を行います。

### 緊急時連絡先

主治医	病院名	
	所在地	
	氏名	
	電話番号	
ご家族	氏名	
	住所	
	電話番号	

## 7 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 成年後見制度の利用を支援します。
- (2) 苦情解決体制を整備しています。
- (3) 介護相談員を受入れます。

- (4) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (5) 虐待防止のための指針を整備する。
- (6) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- (7) 前6号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- (8) 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

## 8 秘密の保持と個人情報の保護について

### (1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

- ① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- ② 事業者及び事業者の使用者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

### (2) 個人情報の保護について

- ① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。
- ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む。)については、管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)

## 9 ハラスメントについて

利用者、家族様との信頼関係のもとに、安全安心な環境で質の高いケアを提供できるよう、以下のような迷惑行為は固くお断りします。また、悪質な場合、警察、弁護士、行為者に 関わる方等へ連絡、通報または対応を依頼、訪問サービスの提供の中止・解除することもございます。

- (1) 事業所の職員に対して行う暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。
- (2) パワー・カスター・セクシャルハラスメント等の行為。
- (3) 職員の写真や動画の撮影、録音等の行為。また無断で SNS 等に掲載する行為。
- (4) その他、職員の安心、安全に重大な影響を及ぼすと判断される行為。
- (5) 同居のご家族に対するサービス。

## 10 相談窓口、苦情対応

★サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当 事 業 所 ご 利 用 相 談 室	窓口担当者 村上 裕美 石川 孝幸 ご利用時間 每日午前9時～午後5時 ご利用方法 075-646-5377 (代表) 075-646-3007 (リハビリ直通) 面接 当事業所相談室 苦情箱 (1階クリニック内に設置)
------------------------	--

★公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

京都市伏見区役所保健福祉センター健康長寿推進課	〒612-8511 京都市伏見区鷹匠町 39 番地の 2 電話 075-611-1162
京都市深草支所保健福祉センター健康福祉部 健康長寿推進課	〒612-0861 京都市伏見区深草向畠町 93-1 電話 075-642-3876
京都市醍醐支所保健福祉センター健康福祉部 健康長寿推進課	〒601-1366 京都市伏見区醍醐大構町 28 電話 075-571-6747
京都市東山区役所保健福祉センター健康長寿推進課	〒605-8511 京都市東山区清水五丁目 130 番地の 6 電話 075-561-9128
京都市南区役所保健福祉センター健康長寿推進課	〒601-8511 京都市南区西九条南田町 1-3 電話 075-681-3167
京都府国民健康保険 団体联合会(国保連)	〒600-8411 京都市下京区烏丸通四条下る水銀屋町 620 番地 COCON 烏丸内 電話 075-354-9090

## 11 損害賠償責任保険

保 险 会 社	損害保険ジャパン日本興亜株式会社
保 险 内 容	ウォームハート

## 12 事業者（本社）の概要

名称・法人種別	医療法人 高生会
代 表 者 名	理事長 高 謙一郎
本社所在地・連絡先	所在地 京都市伏見区深草直違橋 10-157-2 電話番号 075-647-2828 F A X 075-647-2838

### 【附則】

- ・この規定を平成18年 4月より施行する
- ・平成20年 4月より改定する
- ・平成24年 4月より改定する
- ・平成26年11月より改定する
- ・平成27年10月より改定する
- ・平成28年12月より改定する
- ・平成30年 3月より改定する
- ・平成30年 8月より改定する
- ・令和元年 6月より改定する
- ・令和2年 4月より改定する
- ・令和3年 10月より改定する
- ・令和6年 6月より改定する
- ・平成22年 4月より改定する
- ・平成25年 4月より改定する
- ・平成27年 4月より改定する
- ・平成28年 2月より改定する
- ・平成28年12月より改定する
- ・平成30年 4月より改定する
- ・平成30年11月より改定する
- ・令和元年 9月より改定する
- ・令和2年 8月より改定する
- ・令和4年 4月より改定する
- ・令和7年 5月より改定する
- ・平成23年 4月より改定する
- ・平成26年 4月より改定する
- ・平成27年 6月より改定する
- ・平成28年 5月より改定する
- ・平成29年 7月より改定する
- ・平成30年 7月より改定する
- ・平成31年 3月より改定する
- ・令和元年 10月より改定する
- ・令和3年 4月より改定する
- ・令和5年 4月より改定する

訪問看護(介護予防訪問看護)サービスの開始にあたり、利用者に対して重要事項説明書に基づいて説明しました。

年       月       日

**サービス事業者**

所在地 京都市伏見区深草直違橋 4 丁目 359-1

事業者名 医療法人 高生会

事業所名 ふじのもり訪問看護ステーション

事業者番号 2660990157

管理者名 村上 裕美

説明者 職名

説明者氏名

私は、重要事項説明書により事業者から訪問看護(介護予防訪問看護)サービスについての説明を受け、その内容に同意しました。

年       月       日

**利用者**

氏名

代理人

氏名

